

年金記録の訂正手続に関する論点

年金記録の訂正手続に関する論点（1）

〔論点1〕

以下の場合に該当する訂正請求は、地方審議会に諮問した上で、①及び②は訂正請求を却下とし、③は不訂正決定としてよいか。

- ① 請求者が法定の請求者適格を有していない場合
- ② 訂正請求の内容が法定の対象記録の訂正ではない場合
- ③ 既に訂正決定又は不訂正決定がされた訂正請求（前請求）と請求者、訂正請求の期間及び対象記録が同じであって、かつ、前請求の処分内容を再検討すべき新たな関連資料や周辺事情が存在しない場合

法律の規定

- 請求者の適格及び請求の対象記録については、以下のとおり。（国年法第14条の2第1・2項、厚年法第28条の2第1～3項）

請求者の適格	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者又は被保険者であった者 ■ 被保険者等の死亡に伴う未支給の年金（保険給付）の支給を請求することができる者 ■ 被保険者等の死亡に伴う遺族基礎・厚生年金等を受けることができる遺族 	
請求の対象記録	国民年金	厚生年金保険
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者の資格の取得及び喪失 ■ 種別の変更 ■ 保険料の納付状況 ■ 給付に関する事項^(※1) ■ 保険料の免除に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者の資格の取得及び喪失の年月日 ■ 標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額） ■ 被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別 ■ 賞与の支払年月日 ■ 保険給付に関する事項^(※2) ■ 離婚時みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間 ■ 上記みなし被保険者期間に係る標準報酬 ■ 上記みなし被保険者期間に係る保険給付に関する事項^(※3)

(※1) 遺族基礎年金等の未支給の年金の支給を請求することができる場合の当該遺族基礎年金等の支給の基礎となった被保険者期間に係る記録に限る。

(※2) 遺族厚生年金等の未支給の年金の支給を請求することができる場合の当該遺族厚生年金等の支給の基礎となった被保険者期間に係る記録、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した被保険者期間（厚生年金保険法第75条本文に該当する期間）に係る記録及び戦時中の被保険者期間の加算（戦時加算）に係る記録に限る。

(※3) 遺族厚生年金等の未支給の年金の支給を請求することができる場合の当該遺族厚生年金等の支給の基礎となった被保険者期間に係る記録及び保険料を徴収する権利が時効によって消滅した被保険者期間（厚生年金保険法第75条本文に該当する期間）に係る記録に限る。

年金記録の訂正手続に関する論点（1）

①及び②に該当する訂正請求を地方審議会に諮問した上で却下とする理由

- ①及び②に該当する訂正請求は国民年金法、厚生年金保険法上の訂正請求の要件（請求者の適格、訂正請求できる対象記録）を満たさないものであり、そもそも訂正請求制度の対象にならないことから、法律上は、地方審議会への諮問も不要。
- しかしながら、訂正請求手続は、地方審議会の審議結果に基づき地方厚生（支）局長が訂正の可否を決定することとしている趣旨を踏まえると、地方厚生（支）局長の却下処分の判断にも実質的に地方審議会が関与することにより、処分の公正性、客観性の確保につながるとともに、請求者の理解も得られるものと思慮。

③に該当する訂正請求を地方審議会に諮問した上で不訂正決定とする理由

- ③に該当する訂正請求は国民年金法、厚生年金保険法上の訂正請求の要件（請求者の適格、訂正請求できる対象記録）は満たしている。
- 国民年金法、厚生年金保険法上は、訂正決定をする場合を除き、不訂正決定をしなければならないとされており、訂正請求に理由があると認められない場合は、すべて不訂正決定となる法律構成となっている。
- このため、当該訂正請求については、法律の規定に則り、不訂正決定することが適当と思慮。

年金記録の訂正手続に関する論点（1）

国民年金法(昭和34年法律第141号)(施行日 平成27年3月1日)

(訂正の請求)

第十四条の二 被保険者又は被保険者であつた者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。

2 前項の規定は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条の規定により未支給の年金の支給を請求することができる者	死亡した年金給付の受給権者
遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子	死亡した被保険者又は被保険者であつた者
寡婦年金を受けることができる妻	死亡した夫
死亡一時金を受けることができる遺族	死亡した被保険者又は被保険者であつた者

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(施行日 平成27年3月1日)

(訂正の請求)

第二十八条の二 被保険者又は被保険者であつた者は、前条の原簿(以下「厚生年金保険原簿」という。)に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。)が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。

2 前項の規定は、被保険者又は被保険者であつた者が死亡した場合において、次の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、同項中「自己」とあるのは、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求することができる者	死亡した保険給付の受給権者
遺族厚生年金を受けることができる遺族	死亡した被保険者又は被保険者であつた者

3 第一項の規定は、第七十八条の六第三項又は第七十八条の十四第四項の規定により被保険者期間であつたものとみなされた期間を有する者(被保険者又は被保険者であつた者を除く。)について準用する。

年金記録の訂正手続に関する論点（1）

国民年金法(昭和34年法律第141号)(施行日 平成27年3月1日)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)(施行日 平成27年3月1日)
<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第十四条の四 厚生労働大臣は、<u>訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。</u></p> <p>2 厚生労働大臣は、<u>前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。</u></p> <p>3 厚生労働大臣は、<u>前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。</u></p>	<p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第二十八条の四 厚生労働大臣は、<u>訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。</u></p> <p>2 厚生労働大臣は、<u>前項の規定による決定をする場合を除き、訂正請求に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。</u></p> <p>3 厚生労働大臣は、<u>前二項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。</u></p>

年金記録の訂正手続に関する論点（1）

国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)

(施行日 平成27年3月1日)

(国民年金原簿の記載事項)

第十五条 法第十四条 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

三 給付に関する事項

四 法第八十九条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項又は平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び法第九十条の二第一項、第二項又は第三項の規定によりその一部につき納付することを要しないものとされた保険料に関する事項

(法第十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十五条の二 法第十四条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

厚生年金保険法施行規則(昭和29年厚生省令第37号)

(施行日 平成27年3月1日)

(法第二十八条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十一条の二 法第二十八条の二第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第八十九条第三号、第六号及び第七号に掲げる事項

二 離婚時みなし被保険者期間(法第七十八条の七に規定する離婚時みなし被保険者期間をいう。以下同じ。)、離婚時みなし被保険者期間に係る標準報酬及び第七十八条の十第三号に掲げる事項

三 被扶養配偶者みなし被保険者期間(法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間をいう。以下同じ。)、被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る標準報酬及び第七十八条の十八第三号に掲げる事項

(離婚時みなし被保険者期間に係る記録)

第七十八条の十 法第七十八条の七 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

三 保険給付に関する事項

(被扶養配偶者みなし被保険者期間に係る記録)

第七十八条の十八 法第七十八条の十五 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

三 保険給付に関する事項

(原簿の記載事項)

第八十九条 法第二十八条 に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

三 被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別

六 賞与の支払年月日

七 保険給付に関する事項

年金記録の訂正手続に関する論点(2)

〔論点2〕

訂正請求の対象記録として規定されている「(保険)給付に関する事項」のうち、「①請求者が受給する(保険)給付の受給権の存否や年金額の決定に影響を与える事項」及び「②(保険)給付に関する事実として記録されている事項」については、調査審議を踏まえて訂正(不訂正)決定することとし、「③(保険)給付に関する処分により記録内容が決定される事項」については、原則、不訂正決定することとしてよいか。

法令の規定

- 訂正請求の対象となる記録については、被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬、国民年金保険料の納付状況など被保険者期間に関する記録のほか、「(保険)給付に関する事項」も規定されている。
- このため、「(保険)給付に関する事項」について請求者適格が認められる者から訂正請求がされた場合には、当該訂正請求は要件を満たすものであるので、当該訂正請求に対し訂正決定又は不訂正決定をしなければならない。

国民年金の訂正請求の対象記録	厚生年金保険の訂正請求の対象記録
<ul style="list-style-type: none">● 被保険者の資格の取得及び喪失● 種別の変更● 保険料の納付状況● <u>給付に関する事項</u>● 保険料の免除に関する事項	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者の資格の取得及び喪失の年月日● 標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額)● 被保険者の種別及び基金の加入員であるかないかの区別● 賞与の支払年月日● <u>保険給付に関する事項</u>● 離婚時みなし被保険者期間、被扶養配偶者みなし被保険者期間● 上記みなし被保険者期間に係る標準報酬● <u>上記みなし被保険者期間に係る保険給付に関する事項</u>

年金記録の訂正手続に関する論点(2)

「(保険)給付に関する事項」に係る訂正請求の取扱

「(保険)給付に関する事項」は、以下の事項に区分される。

- ① 請求者が受給する(保険)給付の受給権の存否や年金額の決定に影響を与える事項(事実関係ではないもの)
- ② (保険)給付に関する事実として記録される事項
- ③ (保険)給付に関する処分により記録内容が決定される事項

受給権の存否、給付額の決定に関連する事項	左記以外の事項
<p>■請求者が受給する(保険)給付の受給権の存否や年金額の決定に影響を与える事実関係</p> <p>【国民年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国民年金被保険者資格の取得・喪失 ➢ 国民年金被保険者種別の変更 ➢ 国民年金保険料の納付状況・免除状況 <p>【厚生年金保険】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被保険者資格の取得・喪失の年月日 ➢ 標準報酬(標準報酬月額・標準賞与額) ➢ 被保険者種別・基金加入員の区別 ➢ 賞与の支払年月日 ➢ 離婚時みなし被保険者期間・被扶養配偶者みなし被保険者期間 ➢ 上記みなし被保険者期間に係る標準報酬 <p>■①請求者が受給する(保険)給付の受給権の存否や年金額の決定に影響を与える事項(事実関係ではないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 厚生年金保険法第75条の適用 ➢ 旧船員保険法等による戦時加算の適用 ➢ 上記みなし被保険者期間に係る厚生年金保険法第75条の適用 	<p>■②(保険)給付に関する事実として記録される事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 給付金の支払の有無 • 各支払期の支払額 • 受給権者の氏名、生年月日、住所 • 給付金の受取口座情報 • 裁定年月日、諸変更の改定年月日 等 <p>■③(保険)給付に関する処分により記録内容が決定される事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 年金額、支給額、支給停止額 • 受給権発生年月日 • 支給開始期月、支給停止期間 • 障害等級 等

(保険)給付に関する事項

年金記録の訂正手続に関する論点(2)

「(保険)給付に関する事項」に係る訂正請求の取扱

- 「(保険)給付に関する事項」のうち、「①請求者が受給する年金給付の受給権の存否や年金額の決定に影響を与える事項(事実認定によらないもの)」及び「② (保険)給付に関する事実として記録される事項」については、地方厚生(支)局及び日本年金機構における調査、地方審議会における審議を踏まえて、訂正(不訂正)決定する。
- 他方、受給権の発生日、年金額、支給開始期月等の「③ (保険)給付に関する処分により記録内容が決定される事項」は、原簿に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で、(保険)給付に関する処分を経て記録内容が決定されたものである。このため、訂正請求を行っても(保険)給付に関する処分の結果と当該記録内容は一致していることから、原簿の記録を訂正する必要がなく、不訂正決定となる。
- (保険)給付に関する処分について不服がある場合には、処分そのものを争う必要があり、これには社会保険審査制度(社会保険審査官及び社会保険審査会)があるところである。

年金記録の訂正手続に関する論点(2)

総務省第三者委員会における現状等

- 総務省第三者委員会への確認申立においては、死亡一時金及び特別一時金を支給したとする記録に係る申立を審議の対象としているものが少数存在しており、これは「②(保険)給付に関する事実として記録される事項」のうち「給付金の支払の有無」について対象としたものである。
- 訂正請求においては、この事案についても「②(保険)給付に関する事実として記録される事項」に係る訂正請求として調査審議を行い、訂正(不訂正)決定を行うこととなる。

	制度の概要	これまでの第三者委員会への申立実績と判断結果	支給決定に係る記録について請求の対象とした場合
死亡一時金	国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある被保険者が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、その被保険者と生計を同じくしていた遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)からの請求(死亡日の翌日から2年以内)により支給 【国民年金法第52条の2】	[申立実績] すべて「死亡一時金を受け取っていない」旨を理由とした申立 [判断結果] 「受け取っていない」ことを認定できないとして、全件(7件)、訂正は必要がない旨の判断	「死亡一時金・特別一時金を受け取っていない」ことを理由とした訂正請求を認容した場合、支給決定記録を抹消し、給付の請求に基づき改めて当該一時金を支給
特別一時金	昭和61年3月31日までは、厚生年金保険の障害年金受給権者(旧法)は国民年金の適用除外とされていたが、本人の希望により任意加入していた場合は、当該障害年金と国民年金の老齢年金を併給することができた。しかし、昭和60年改正において原則一人一年金となったことにより、厚生年金保険の障害年金と国民年金の老齢基礎年金のいずれか一方を選択することとなったため、任意加入の事情の特殊性に鑑みて特別一時金を支給 【国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第94条】	[申立実績] 「特別一時金を受け取っていない」旨を理由とした申立 [判断結果] 「受け取っていない」ことを認定できないとして、全件(1件)、訂正は必要がない旨の判断	

年金記録の訂正手続に関する論点（3）

【論点3】

①保険給付の基礎とはならない被保険者期間に係る訂正請求や、②年金額に影響を与えない年金記録に係る訂正請求であっても、地方審議会に諮問した上で、訂正決定又は不訂正決定することとしてよいか。

現 状

- 総務省第三者委員会における審議結果については、以下のとおり。
 - ① 保険給付の基礎とはならない被保険者期間に係る訂正を求める申立については、訂正を求める期間当時に厚生年金保険法上の被保険者資格を有していた事実等が認められる場合であっても、事業主による被保険者資格に関する届出や保険料の源泉控除の事実が認められない場合^(※1)は、訂正は必要ない旨のあっせんをしている。

(※1) 厚生年金保険法第75条ただし書や厚生年金特例法第1条第1項に該当しない場合
 - ② 年金額に影響を与えない年金記録に係る訂正を求める申立については、訂正を求める期間当時に厚生年金保険法上の被保険者資格を有していた事実等が認められる場合は、訂正する旨のあっせんをしている。
- ①及び②に該当する申立の例
 - ① 保険給付の基礎とはならない被保険者期間に係る訂正を求める申立（厚生年金保険法第75条本文該当のケース）
 - ア 保険料を徴収する権利が時効によって消滅した被保険者期間に係る被保険者資格の取得及び喪失の年月日の訂正
 - イ 保険料を徴収する権利が時効によって消滅した被保険者期間に係る標準報酬月額や標準賞与額の訂正
 - ② 年金額に影響を与えない年金記録に係る訂正を求める申立
 - ウ 被保険者資格の取得及び喪失の年月日の同一月内の日付のみの訂正^(※2)
 - エ 被保険者資格の喪失月に支払われた賞与の記録の訂正^(※3)

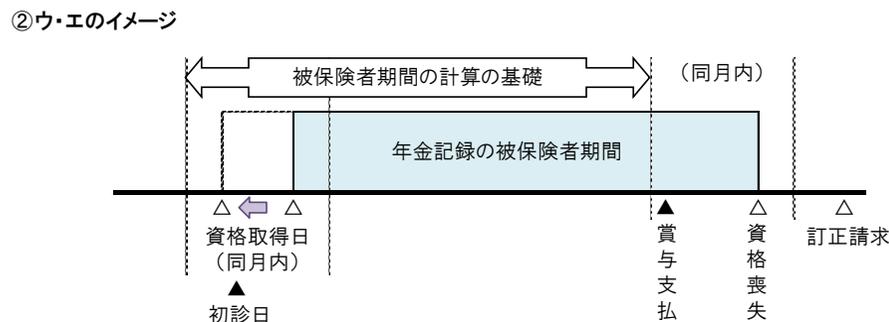
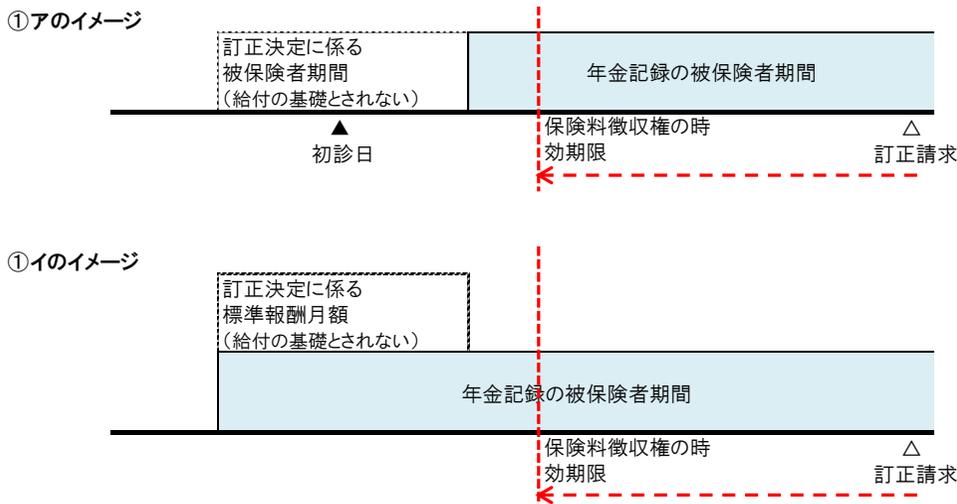
(※2) 被保険者期間は、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までとされている(国民年金法第11条、厚生年金保険法第19条)。

(※3) (※2)のとおり、被保険者資格の喪失月は被保険者期間にならないが、賞与の支払いに伴う賞与支払届が提出された後、当該支払月に資格を喪失しても、当該賞与の年金記録は引き続き記録されている。

年金記録の訂正手続に関する論点（3）

①及び②の訂正請求について、地方審議会に諮問した上で、訂正決定又は不訂正決定する理由

- 障害年金や遺族年金の受給要件の一つは、被保険者期間中に初診日や死亡日が存在することとされており、①保険給付の基礎とはならない被保険者期間に係る訂正請求や、②年金額に影響を与えない年金記録に係る訂正請求であっても、当該訂正請求の対象記録を訂正することにより、上記の受給要件を満たす場合があり、当該訂正請求には実質的な利益があるケースがある。
- また、上記のような事情がない場合でも、訂正請求の内容が、本来、事業主からの届出により記録されるべき年金記録の訂正を求めるものであれば、原簿を備える者として記録の適正管理の責務を果たす観点から、当該訂正請求に応じる必要がある(時効特例法第4条)。



厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)

(政府の責務)

第四条 政府は、年金個人情報(厚生年金保険法第二十八条に規定する原簿又は国民年金法第十四条に規定する国民年金原簿に記録された個人情報その他政府が管掌する厚生年金保険事業又は国民年金事業の運営に当たって厚生労働省及び日本年金機構が保有する個人情報をいう。)について、厚生年金保険又は国民年金の被保険者、受給権者その他の関係者の協力を得つつ、正確な内容とするよう万全の措置を講ずるものとする。

年金記録の訂正手続に関する論点（3）

①及び②の訂正請求について訂正決定した場合の年金への影響

		① 保険給付の基礎とはならない被保険者期間に係る訂正請求		② 年金額に影響を与えない年金記録に係る訂正請求	
		ア 資格の取得・喪失の年月日の訂正	イ 標準報酬の訂正	ウ 同一月内の日付のみの訂正	エ 資格喪失月の賞与の訂正
受給権の存否への影響	老齢年金	影響なし 訂正決定に係る期間は受給資格期間に算入されないため	影響なし 標準報酬は受給資格要件に当たらないため	影響なし 被保険者期間の月数に変更がないため	影響なし 標準賞与額は受給資格要件に当たらないため
	障害年金・遺族年金	影響あり 初診日や死亡日が訂正決定に係る期間内にあると受給要件を満たす場合があるため	影響なし 標準報酬は受給資格要件に当たらないため	影響あり 初診日や死亡日が訂正決定に係る期間内にあると受給要件を満たす場合があるため	影響なし 標準賞与額は受給資格要件に当たらないため
年金額への影響		影響なし 訂正決定に係る期間に基づく保険給付は行われないため	影響なし 訂正決定に係る期間に基づく保険給付は行われないため	影響なし 被保険者期間の月数に変更がないため	影響なし 資格喪失月は被保険者期間の計算の基礎とされないため
申立てに対応する事実が認められる場合に総務省第三者委員会が訂正する旨のあっせんをしているかどうか		× 厚生年金保険法上の被保険者資格を有していた事実等が認められる場合であっても、事業主による被保険者資格に関する届出や保険料の源泉控除の事実が認められない場合は、あっせんしていない		○ 厚生年金保険法上の被保険者資格を有していた事実等が認められれば、あっせんしている	

年金記録の訂正手続に関する論点（4）

〔論点4〕

訂正請求に理由が認められる年金受給権者の請求のうち、記録を訂正することにより年金額が減額になる可能性がある事案（以下、当該事案を「減額可能性事案」という。）については、地方審議会に諮問する前に、その旨を請求者に説明した上で、なお請求者が訂正請求を維持する場合は訂正決定することとしてよいか。

減額可能性事案について、請求者が訂正請求を取り下げる場合を除き、訂正決定とする理由

- 年金記録の訂正手続は、国民年金法及び厚生年金保険法の規定に基づく地方厚生（支）局長に対する国民の申請（請求）であり、地方厚生（支）局長はこれに応答する義務がある。
- したがって、請求者が訂正請求を維持する場合は、地方厚生（支）局長は地方審議会に諮問した上で事実認定を行い、その結果訂正決定を行うこととなる。この場合、総務大臣のあっせんとは異なり訂正決定は行政処分であるから、年金記録の訂正を行い、訂正後の年金記録に基づき年金額の再計算（減額）を行う。

年金記録の訂正手続に関する論点（4）

減額可能性事案に係る基本的な事務処理(案)

- 地方厚生(支)局長は、年金受給権者の訂正請求であって訂正決定が妥当と考える事案(以下「対象事案」という。)について、訂正後の年金記録に基づく年金額試算を日本年金機構に依頼する。
- 地方厚生(支)局長は、日本年金機構が行った年金額試算の結果を踏まえ、地方審議会へ諮問する前に、対象事案(減額可能性事案に該当しないことが明らかな事案を除く。)の請求者に対し減額可能性に関する説明を行い、訂正請求を維持するか確認する。
- 請求者が訂正請求を維持しない場合は、地方厚生(支)局長は請求者に取下書の提出を求め、提出された取下書に基づき取下げ処理を行う。
- 請求者が訂正請求を維持した場合は、地方厚生(支)局長は請求者に確認書(※)の提出を求め、当該事案を地方審議会に諮問する。

(※) 請求者に訂正請求を維持するか確認する際は、年金記録の訂正に伴い年金額が減額となる可能性があること、年金額試算に基づき案内しており、再裁定した年金額は試算とは異なる場合があることを説明し、請求者が年金記録の訂正に伴い年金額が減額となる可能性があることを確認した旨を記載した確認書をいただく。

- 請求者が訂正請求を維持した事案について地方審議会が答申したときは、地方厚生(支)局長は改めて請求者に訂正請求を維持するか確認する。この場合において、地方審議会の答申が諮問した内容と異なるときは、地方厚生(支)局長は、答申に基づく年金額試算を日本年金機構に依頼し、年金額試算の結果を踏まえ、確認を行う。
- 請求者が訂正請求を維持する場合は、地方厚生(支)局長は答申に基づく訂正決定処分を行い、日本年金機構において年金記録の訂正処理を行うとともに、請求者に年金額の再計算及び返納金額に係る承諾書の提出を求め、再裁定処理を行う。

年金記録の訂正手続に関する論点（5）

〔論点5〕

① 地方厚生局又は日本年金機構が、請求者に対して、形式的な補正又は訂正請求の内容の補正を求めた場合で、請求者が期限までに当該補正を行わない場合は、地方審議会に諮問した上で、当該補正に係る訂正請求を不訂正決定とすることとしてよいか

また、② 訂正請求に関する処分（訂正決定又は不訂正決定若しくは訂正請求の却下）を行う前に請求者の死亡を確認した場合は、当該請求者の訂正請求は処理を終了することとしてよいか。

① 補正依頼に無回答の訂正請求に対して、地方審議会に諮問した上で不訂正決定とする理由

- 訂正請求書の記載もれや添付書類の不足があった場合など形式上の要件に適合しない申請については、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないとされている（行政手続法第7条）。
- 訂正請求手続においては、補正期限までに請求者が補正に応じない場合であって、当該補正がなければ訂正請求に理由があると認めることができない場合は、訂正請求を拒否する決定、すなわち不訂正決定を行うこととなる。
- この場合であっても、国民年金法第14条の4第3項及び厚生年金保険法第28条の4第3項の規定により、地方審議会（※）に諮問する必要がある。

（※）国民年金法第14条の4又は厚生年金保険法第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任された場合。

行政手続法（平成5年法律第88号）

（申請に対する審査、応答）

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

年金記録の訂正手続に関する論点（5）

② 請求者の死亡を確認した場合は訂正請求の処理を終了する理由

- 国民年金法及び厚生年金保険法上の年金に関する権利は一身専属の権利と解され、原則、相続や承継が認められていない。
- 訂正請求についても、この考え方に基づき、「被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合」については未支給年金や遺族年金の受給権者に請求を認めているのみであり、社会保険審査官及び社会保険審査会法第12条のような請求者の死亡により承継人が訂正請求の手続を受け継ぐ旨の規定は設けていないことから、請求者の死亡により訂正請求がその遺族等に承継することを想定していない。
- また、死亡した請求者に対して訂正決定を行うこととした場合、当該訂正決定の利益を受ける者が不存在であり、地方厚生局の調査や地方審議会の審議等、事務処理に時間と労力をかけて訂正決定を行う意義は乏しい（当該訂正決定は未支給年金や遺族年金の受給権発生や額の決定に影響を及ぼす場合があるが、これは未支給年金や遺族年金の受給権者に係る利益であるから、当該受給権者が自らの訂正請求で実現すれば足りる。）。
- 以上のことから、訂正請求に関する処分を行う前に請求者の死亡を確認した場合は、当該訂正請求に対しては訂正請求に関する処分は行わず、処理を終了する。

社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）

（手続の受継）

第十二条 審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。

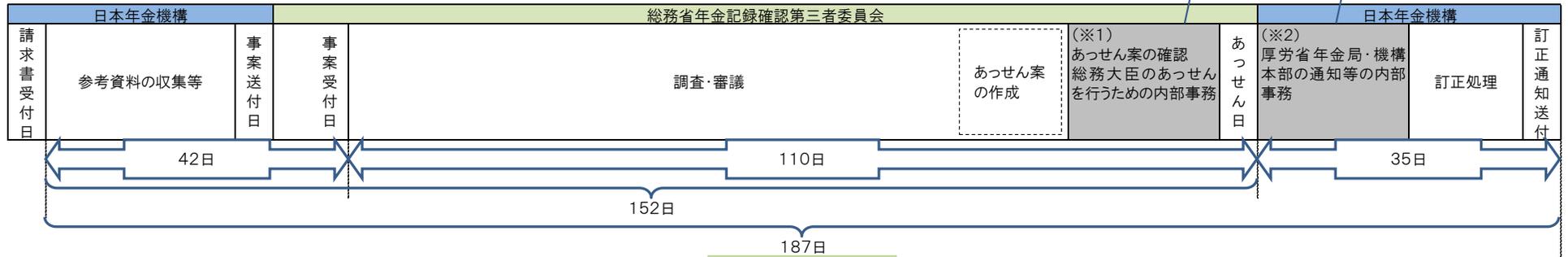
年金記録の訂正手続に関する論点（6）

【論点6】

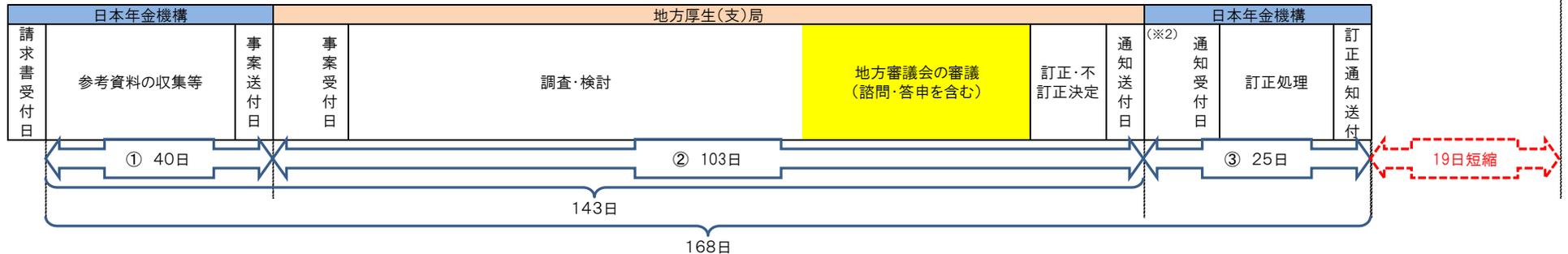
- 年金記録の訂正請求手続に係る標準処理期間については、以下のとおりとしてよいか。
 - ① 日本年金機構における請求の受付及び事案の送付等に係る事務は40日
 - ② 地方厚生(支)局における請求の受付、事案の調査検討、諮問、訂正(不訂正)決定処分、通知に係る事務は103日(地方審議会における審議に要する期間を含む。)
- また、日本年金機構に委託された国民年金法第14条又は厚生年金保険法第28条の規定による記録に係る事務のうち、訂正請求手続に係る標準処理期間については、以下のとおりとしてよいか。
 - ③ 訂正決定に基づく日本年金機構における訂正処理、通知に係る事務は25日

■ 総務省への確認申立に係る処理日数

(処理日数: 総務省に係る日数は平成26年3月20日時点、日本年金機構に係る日数は平成26年6月あっせん分)



■ 年金記録の訂正請求に係る標準処理期間(案)

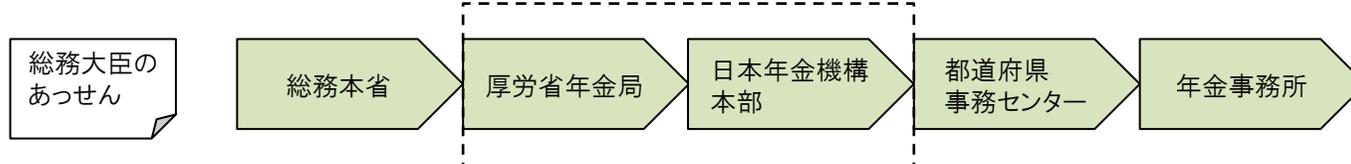


年金記録の訂正手続に関する論点（6）

（※1）、（※2） 標準処理期間の考え方（総務大臣への確認申立に係る処理日数から短縮可能な日数）

- 訂正請求手続においては以下の事務処理は行わないので、当該事務処理に係る処理日数を短縮。
 - 総務本省（中央第三者委員会）におけるあっせん案の確認及び総務大臣のあっせんを行うための決裁等内部事務処理（※1）
 - 厚生労働省年金局及び日本年金機構本部における総務大臣のあっせんに年金事務所等に通知するための決裁等内部事務処理（※2）

（総務大臣への確認申立における年金事務所等への通知に係る流れ）



（訂正請求手続における年金事務所等への通知に係る流れ）



行政手続法（平成5年法律第88号）

（標準処理期間）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかななければならない。